

第3回

生駒市学研高山地区環境保全対策委員会

会議録（要旨）

会 議 要 旨

1. 開催日時 平成 28 年 11 月 24 日(木) 午後 1 時 00 分～午後 15 時 20 分

2. 開催場所 エコパーク 21 2 階研修室

3. 出席者 (敬称略)

(学識経験者)

伊木雅之 委員長
岸本憲明 委員
中西達也 委員

(関連自治会代表)

藤堂宏子 副委員長
松尾克己 委員
中谷 淨 委員
久保田高司 委員
山澤利嗣 委員
中山 明 委員

(事業者)

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
上六印刷株式会社
高松建設株式会社

(事務局)

吉岡市民部長
環境保全課 吉川課長、佐伯課長補佐、田所係長、日和
上下水道部 北岡次長
下水道課 梅本
経済振興課 岡田課長

傍聴者 0名

4. 審議事項

- (1) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の遺伝子組換え植物(シロイヌナズナ)漏出事故とその対応について
- (2) 上六印刷(株)増築に係る環境保全計画(案)及び環境保全協定書(案)について
- (3) その他

5. 会議要旨

- 事務局 開会の挨拶。
- 委員長 挨拶。
- 事務局 資料の確認。
- 委員長 会議の成立について事務局へ確認。
- 事務局 委員 10 名中 9 名の出席により、会議の成立を宣言。欠席者の報告及び傍聴者なしとの報告。
- 委員長 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の遺伝子組換え植物（シロイヌナズナ）漏出事故とその対応について」について説明をお願いします。質疑は説明後、一括して行います。
- 先端大 資料 1 に基づき説明。
- 委員長 質問・意見等ありませんか。
- 委員 対策を練っておられ、その通りすれば大丈夫かと思う。植物栽培室の使用法について、植物栽培室を使用しないとあるが、具体的にどこで行うのか。
- 先端大 植物栽培室以外の施設でも、現状栽培している施設はある。拡散防止基準を、建物外までに 3 枚以上扉を隔てなければならないこととしたため、植物栽培室では栽培できないこととなった。拡散防止基準を満たした施設では栽培している。
- 委員 分子育種温室や実験温室だけでなく、研究科棟の中にも栽培室があるということか。
- 先端大 そのとおり。バイオサイエンス研究科棟の研究室内にもある。
- 委員 そういった部屋にも不活化処理できる設備があるのか。
- 先端大 ある。
- 委員 定期モニタリングを月 1 回から頻度を変える予定はあるか。
- 先端大 現時点では即答できない。調査委員会及び学内委員会の議論を受けてからの判断となる。現時点でも、月 1 回行う必要がないという意見もあるので、変更する可能性はある。当面は毎月実施するが、長期にわたり行うためにも頻度を変更する可能性はある。
- 委員長 モニタリングの調査対象はシロイヌナズナだけか。シロイヌナズナ以外の遺伝子組み換え体について、具体的に調査していないのか。
- 先端大 学内のモニタリングは全ての遺伝子組み換え植物が対象。漏出の危険性の高いものは特に重点的に調査している。学外のモニタリングはシロイヌナズナのみ調査している。
- 委員長 ということは、シロイヌナズナのモニタリングだけ月 1 回の実施と

いうことか。

先端大 学内の定期モニタリングは、全ての組み換え植物を対象に月1回実施している。学外のモニタリングはシロイヌナズナのみ調査している。

委員 学外のモニタリングの範囲はどのあたりまでか。

先端大 グルメシティあたりまでを考えている。

委員 関係自治会長に資料の提供をしており、関心がある人からは、本当に大丈夫かという質問もある。心配ないと返答してよいか。

先端大 結構です。

委員 大学院大学で委員会を開いたり、漏出現場を見せていただいたりすることは可能か。

先端大 2度の会見時にも現場を見せており、4月22日に生駒市環境保全課には確認してもらっている。理解を深めていただくため、そういう依頼があれば、喜んで現場確認していただきたい。説明が必要なら、事前に連絡いただければ詳しい者に説明させることもできる。

委員長 大学側も良いとのことなので、直接又は事務局を通して連絡して頂ければと思う。

他に意見がないか確認。

大学院大学においては、今後、再発防止策をきちんと実施し、モニタリング調査もお願いします。大学院大学関係者は退出願います。

<先端大学関係者退出>

5分ほど、休憩します。

<休憩・上六印刷及び高松建設入場>

委員長 再開します。事業者の紹介を事務局からお願いします。

事務局 上六印刷及び高松建設の紹介。

委員長 「上六印刷(株)増築に係る環境保全計画(案)及び環境保全協定書(案)について」の審議に入ります。質疑は説明後、一括して行います。

上六印刷 会社概要について説明。

高松建設 資料3から資料6までをもとに説明。

事務局 補足説明。本案件は、環境保全協定書第2条の「環境保全計画書の変更に伴う事前協議義務」及び第4条の「施設増改築等に伴う事前協議義務」に基づき審議いただくもので、操業以降、定期的な各種環境測定においても基準値を満足しており、環境保全協定書は履行されている。

委員長 質問・意見等ありませんか。

委員 よく違法駐車している工事車両が見られるが、違法駐車しないよう

徹底してもらえるか。

高松建設
委員長
委員

違法駐車させないように徹底する。

徹底いただくよう、お願いします。

上六印刷の敷地内北側で、ごみらしきものが堆積されているので、気になっている。奥に建物が新設されるということで、見えにくい場所にごみが野ざらしにされることを懸念している。堆積ごみから大気汚染が生じたりしないか。また、廃棄物の処理について、長期的にどのように対応いただけるのか。

上六印刷

廃棄物については、許可事業者回収させているが、毎日の回収ではないので回収ピッチを増やすなど、改善の余地はある。決して汚染物質等を置いているわけではない。

委員

野ざらし状態なので、どうしても気になる。

上六印刷

不正を隠すつもりでは決してない。心配であるのであれば、敷地中に入って見学してもらっても構わない。

委員長

適切に管理はされていると思うが、外部から見たときにそのような懸念があるような管理はしないように。

上六印刷

承知しました。

委員

災害時に備え、非常用発電設備などは設置してあるか。

上六印刷

停電時の社員の安全確保のための非常用発電機が1基ある。

委員

想定外の非常時に対応できる設備の検討もお願いします。

委員

従業員の数については、増築により増えるのか。

上六印刷

増設・事業拡張に伴い増加する。

委員

有毒ガスの発生等により緊急の連絡が必要な場合、具体的にどのような連絡経路、手段になるのか。

上六印刷

前例はないが社員がいれば、担当セクションが発信することになる。

委員長

周辺住民への連絡については、以前、他の事業所で議題となった。自治会への連絡方法については、事務局で検討することになっていたが、どうなっているのか。

事務局

自治会長へ連絡する形式で連絡網を作成しているので、各委員に確認いただこうと考えている。

委員長

その方法を上六印刷に適用することでよいか。

委員

それでよい。

委員

著しい騒音を伴う工事の予定はあるのか。

高松建設

特定建設作業に該当する工事の予定はない。バックホウ及び杭打機については低騒音型を使用し配慮する。

委員

環境保全計画書に記載されている自転車駐輪場二棟の増築につい

て、詳細工事の記載がないがどういうことか。

高松建設 駐輪場については、既に工事が完了しているので記載していない。
市及び検査機関の確認等、必要な手続きを踏んで建てられている。

委 員 平成23年2月9日以降の変更がすべて記載されているということか。

高松建設 そのとおり。

委 員 工事車両の通行経路について、国道163号線以外の道路を通行することはないか。狭い道路を抜け道として使用される例があるので。

高松建設 ないように指導するが、物理的に使用することも考えられるのでご理解いただきたい。

委 員 通勤でもよく使われるので、配慮いただきたい。

上六印刷 確認し指導する。

委 員 地震等の発生により化学物質が漏れた場合、それに対応する規定等は作成しているか。

上六印刷 防護壁等によって対策している。

委 員 新設建屋2階の作業室ではどのような作業をするのか。

上六印刷 現計画では、目視検査の場として使用する予定。

委 員 屋外設備スペースには何を置くのか。

高松建設 新設建屋用のキュービクル、空調の室外機等の設置を計画している。

委 員 外壁の外に外部チラーとの記載があったがそれは外に置くのか。

高松建設 チラーについても、屋外設備スペースへ設置する。

委員長 他に意見はないか。

委 員 なし。

委員長 案について委員会として了承してよいか。

委 員 よし。

委員長 それでは議案を終了し、上六印刷関係者は退出をお願いします。

<上六印刷退出>

委員長 続いて、事務局から環境保全協定書案について説明をお願いします。
質疑は説明後、一括して行います。

事務局 資料7に基づき説明。

委員長 質問・意見等ありませんか。

委 員 環境保全協定書(案)の第8条第3項は従来からあったのか。ここでは、協議の上決定するとなっているが、決定できなかった場合どうするのか。第8条2項の指示に従わなかった際、協議し決定している余裕はないのではないか。この項目が行政への大きな足かせになるのでは。

委員長 いままでも、同様の協定書を使用している。確かに、協議がまとまらなければ、公表できないことになる。

事務局 配慮しなければならぬに改めることで解決できるのではないか。

委員 そう改めると、配慮したかについて事後的に追及される懸念はあるが、公表は出来るようになる。また、違反内容の公表時には機密情報にまで触れず、極めて抽象的な事実の公表となるのでは。

事務局 大学院大学を想定してこの文言を入れたが、それ以降に各事業所についても同様に適応しているため、こういった協定書になってしまっている。指摘された点は、変更することも可能だと考える。

委員 大学院大学に対しても決定の手順を踏む必要はないのでは。

事務局 なお書きを削除すべきということか。

委員 知的所有権及び機密情報の保護について配慮はしてよいが、公表については市で判断すべき。事業所側の納得が得られるのであれば、削除しても良いのでは。

委員長 一案をなお書き削除とし、二案を配慮するに修正するといおうことでよいか。

委員 了承。

委員長 事務局の考えもあるので内部で検討してもらい、上六印刷と交渉していただきたい。

事務局 了承。

委員 第3条第1項の緊急時の体制に基づく教育訓練等の実施についての報告は受けているのか。

事務局 環境保全課には報告されていない。消防に確認する。

委員長 関係法令等の規制はないのか。

事務局 消防法関係ではあると思う。

委員長 実施し、結果を市に報告しなければならぬと変更するか。

事務局 消防に報告があれば、市に報告されていることとなるので確認する。

委員 環境保全課が消防から報告書の提供を受けることは可能か。

事務局 可能。

委員 消防への報告内容と環境保全課が求める内容に差異があれば、消防から提供を受けるだけでは不十分ではないか。市として必要があると思う事項は、教育訓練に含めるよう事業所に要望し、その報告を受けるよう協議してはどうか。

委員長 災害時に対して、市と協議することは大切だと思うので、ぜひ実施してほしい。

事務局 了承。

委員長 環境保全協定書第8条3項なお書きの修正について、市内部及び上
六印刷と協議し決定するというので、市長への答申としてよいか。
委員 了承。
事務局 修正内容については委員長に、確認いただくことでよいか。
委員長 了承。
委員 環境保全協定書第8条第3項については、他の事業所にも同様の項
目があると思うので、統一的に修正できるのであれば修正して欲し
い。同様に第3条の教育訓練等についても、お願いします。
事務局 了承。
委員長 案件（3）その他について、説明をお願いします。
事務局 委員の任期満了及び再任について説明。
委員長 終了の宣言。